

令和 7 年第 9 回

座間市農業委員会定例総会

日時 令和 7 年 9 月 2 5 日（木）

午後 1 時 3 0 分

場所 座間市立図書館 2 階AB会議室

第 9 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 9 月 2 5 日、第 9 回座間市農業委員会定例総会を座間市立図書館 2 階 AB 会議室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森 川	保	7	吉 川	充
2	草 薙	初 夫	8	小 泉	聡
3	若 菜	成 之	9	鈴 野	伸 吾
4	曾 根	将 彦	1 0	吉 川	浩 正
5	池 上	元 徳	1 1	市 川	芳 明
6	吉 川	稔 恒			

会議を欠席した委員

1 2 山 村 優 子

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 中 村 政 秀 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 4 | 主 事 補 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第16号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第17号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第29号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第30号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第31号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第32号 農用地利用集積等促進計画について

その他

午後 1 時28分開会

議 長

それではただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。

これより、令和 7 年第 9 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは本日の議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配布されておりますとおり、定めましたのでご了承願います。

なお12番山村優子委員から欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。

また、曾根覚推進委員から欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、4 番曾根将彦委員、7 番吉川充委員の両名を指名いたします。

次に日程第 2、諸報告について事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2 諸報告でございます。資料をご覧ください。

まずは、1 の会務報告です。今回は 8 月 27 日（水）から、9 月 24 日（水）までの概要でございます。先月 8 月 27 日（水）、座間市役所 6 階全員協議会室におきまして、令和 7 年第 8 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、2 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、1 件、1 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第 5 条の規定に基づく農地転用許可申請について 1 件 2 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について 2 件 4 筆の合計 3 議案につきまして、ご審議・ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続きをいたしました。

9 月 10 日（水）には、農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施しました。のちほど報告があります。

9 月 16 日（火）には、市庁舎会議室で開催された「ひまわり写真コンテスト審査会」に会長が出席されました。

9 月 17 日（水）には、横浜市内で開催された農業会議の常設審議委員会に会長が出席されています。

9 月 18 日（木）には、農振部会、農地部会を開催しました。農振部会では、市長へ提出する農業施策等に関する意見・要望書の検討を行い、農地部会では、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は、合計9件でございます。
内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせていただきます。諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対し、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。
次に日程第3報告第16号農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び、日程第4報告第17号農地法第5条の規定に基づく農地転用届出についてを事務局より、報告を求めます。

事務局 　　日程第3、報告第16号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。
農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年9月25日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

続きまして、日程第4、報告第17号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年9月25日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

次第最終ページの総括表をご覧ください。農地法第4条届出について、地目田が2筆畑が1筆地積合計382.55㎡、農地法第5条届出について、地目畑が6筆、地積合計1277㎡、合計としまして、田が2筆、地積284.55㎡地積畑が7筆地積1375㎡、地積合計1659.55㎡で届出件数が5件でございます。以上です。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。
報告に対し、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。
次に、日程第5、議案第29号引き続き農業経営を行っている旨の証明について

を議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第29号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年9月25日座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の3ページをご覧ください。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に、3年毎に税務署に提出する引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

まず、申請人ですが、座間市入谷西3丁目■■■■■にお住いの■■■■■さん。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年10月28日から令和7年9月25日まで。

特例適用農地につきましては、番号1入谷西3丁目■■■■■。地目、畑地積754㎡でございます。

場所については、案内図4ページでございます。

県道51号線の星の谷歩道橋の東側に位置するご自宅に隣接しています市街化区域内の畑1筆でございます。

農地の現況は、お近くのタブレット又はテレビモニターでご確認をお願いいたします。

申請人の■■■■■さんは、ご本人と妻で露地野菜等を作付し耕作されており、当該申請農地の他、栗原の畑4反程の農地を耕作されているとのことです。

なお、所有している農業機械は、トラクター、耕耘機、田植え機等です。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま、議案第29号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、先の農地部会において、協議検討されております。

市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長

この件につきまして9月18日、農地部会で検討しておりますので報告いたします。詳しい内容は、ただいま事務局が説明した通りの内容でございます。■■■■■さんの土地は自宅続きの自家用野菜の栽培用地でありまして、タブレット撮影で十分確認できましたので、現地調査を行いませんでした。農地部会としては

問題ないということで、承認ということで意見がまとまりましたので、いたします。よろしくお願いします。

議長 議案第29号の地区担当委員は吉川浩正委員です。
地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（浩）委員 21日に個人的に現地に行ってきました。自宅横の農地に訪問した際に本人がいたため、一緒に確認しました。写真でも見えるように、いろいろ野菜が植わってました。事務局のご説明と部会長のご説明で、につい作業は夫婦で行っているようです。今現在85歳なんですけど、よく管理されてるなと思います。問題ないと思います。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。
議案第29号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は、承認であります。部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決しました。
次に日程第6議案第30号引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。それでは事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第30号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年9月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の5ページをご覧ください。

こちらもし引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行になります。

申請人でございますが、座間市新田宿■■■■、■■■■。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年10月28日から令和7年9月25日まで。

特例適用農地につきましては、番号1から番号9までの田4筆、雑種地1筆、畑4筆の合計9筆、6,844㎡です。

場所については、資料の案内図 6 ページから 8 ページです。特別養護老人ホームの西側にある調整区域の田 1 筆、市街化区域内の田が 3 筆、新田宿グラウンド周辺にある調整区域内の畑 5 筆合計 9 筆の申請になります。

農地の現況は、お近くのタブレット等でご確認をお願いいたします。

農業経営としては、本人と息子さんと農地を管理され、水稻作や露地野菜を作付しており、農地を管理されています。

農機具につきましては、耕耘機、トラクター、田植え機、ハーベスターなどを所有し農業経営をされています。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第 30 号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　本案は、先の農地部会において、協議検討されております。

　　市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 　　はい。この件におきましても 18 日の農地部会で検討いたしました。

　　ただいま事務局で説明がありました通りの内容ですので、詳しい内容は省略します。タブレット撮影での確認で、水田は刈り取り後の状況が確認できました。また畑の方については、いつでもできるような状態を確認できましたので、農地部会としては、撮影した内容で判断できるということで、現地調査はしませんでした。問題ないということで、農地部会としても意見をまとめましたので報告いたします。

議長 　　議案第 30 号の地区担当委員は若菜成之委員です。

　　地区担当委員としての発言を求めます。

若菜委員 　　申請者については高齢のため息子が主に耕作しております。息子についてもリタイアされたのかな、前よりいっそう耕作に力を入れております。すごく丁寧な方で、畑も田もきれいに管理されております。地区担当委員としては承認であります。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。議案第 30 号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は、承認であります。部

会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長 挙手全員。よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決しました。
- 次に日程第7、議案第31号引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。
- 事務局 日程第7、議案第30号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
- 租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。
- 令和7年9月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。
- 資料の9ページをご覧ください。
- 申請人でございます。座間市座間1丁目 [] にお住いの [] さんからの申請です。
- 引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年9月30日から令和7年9月25日まで。
- 特例適用農地につきましては、番号1から番号10までの田4筆、畑6筆の合計10筆、4,303㎡です。
- 場所については、資料の案内図10ページから14ページです。座間字清水周辺の調整区域の農地10筆になりまして、現況では、番号10の農地のみが田んぼとなっております。また、10ページの番号1番及び2番の農地につきましては農業用ハウスが建設されています。
- 農地の現況は、タブレット等でご確認をお願いいたします。
- [] さんは、認定農業者でございまして、このハウスで、イチゴやメロンなどを栽培するほか、水稻作や露地野菜を作付けする農家になります。
- 農業経営としましては、本人のほかに妻と長男の3名で農業に従事し、農機具につきましては、トラクター、田植機等、一通り所有し、農業経営をされている方でございます。
- 内容につきましては以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただいま、議案第31号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。本案は、先の農地部会において、協議検討されております。市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 はい。この件も農地部会で検討いたしました。概要につきましては事務局の説明の通りですので省きます。動画撮影で非常に現地の状況がよく耕作していることを確認できるので、農地部会としては現地見ないで、十分判断できるということで問題なしということで意見がまとまりましたので、報告させていただきます。よろしく願いいたします。

吉川（充）委員　個人的に９月２２日に本人に話を聞きながら現地確認しました。適用農地すべて回ってきました。時期的なもので、多少草が出てるところもありましたが、刈るということをお話されておりました。部会長に同じく問題ないと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛成者举手)

議長 さっそく議事に入ります。日程第8議案第32号農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。なお、本案につきましては、[REDACTED]は当事者でございます。しばらくの間、退席をお願いします。

それでは、事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成の要請をしたいので承認を求めます。

本件の農用地利用集積等促進計画は、初めての議案となりますので、少し制度の説明をします。これまで農地の貸借というと、主に地権者と耕作者が直接相対で貸借をしておりました農用地利用集積計画と、もう一つは、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が地権者から借りて、耕作者に利用させる方式の二つに分かれていました。これが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、令和7年4月以降は、新規及び更新の相対契約は廃止となりました。現在、農地貸借は、農地中間管理機構を経由した方法による貸借の農用地利用集積等促進計画に一本化されています。

それでは、議案の説明に移ります。

これは、農業委員会の農用地の利用の最適化に関する活動に係る調整結果を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請をしたいのでその内容をご審議いただくものです。

資料の15ページのご確認をお願いいたします。

まず貸手ですが、海老名市中新田1丁目■■■■■にお住いの■■■■■です。貸借の対象となる農地は四ツ谷字東裏■■■■■。地目田、面積991㎡利用権の種類使用貸借、借人につきましては、座間市四ツ谷■■■■■にお住いの■■■■■です。なお、促進計画は、農地中間管理機構を経由した貸し借りですので、同じ筆に対して2つの利用権設定となります。期間といたしましては令和7年11月1日から令和9年12月31日までの2年2箇月となっております。

農地の場所は、16ページ案内図をご覧ください。県道46号線東側の浄土寺の南東側に位置する市街化調整区域内の田1筆です。

本件の促進計画につきましては、借り手側の農業経営や農地の利用状況、農業の常時従事など審査をしていただくものとなります。

借り手の■■■■■さんですが、認定農業者で、水稻及び大豆栽培等、おおよそ一町歩の農地で農業経営されています。

農機具は一通りの農機具を所有し、耕作されています。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、議案第32号農用地利用集積等促進計画について、提案理由並びに補足説明がございました。ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご

意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。議案第32号農用地利用集積等促進計画について承認とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員。よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、[]の入室を許可します。

([] 入室)

[]委員にお伝えします。ただいま、議案第32号の農用地利用集積等促進計画については、全員の賛成で承認しましたので、申し伝えます。 []

議長 以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

事務局からは何かありますか。

その他

・地域計画に係る意向調査について

議長 ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で、令和7年第9回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時49分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

4 番 _____

7 番 _____